

2018年 9月 6日

山形県知事
吉村美栄子様

日本労働組合総連合会
山形県連合会（連合山形）
会長代行 小口裕之

要請書

貴職におかれましては、安心して働き続け生活ができる環境づくりなど、県政発展のためご尽力いただいていることに心から敬意を表します。また、日頃から連合山形の諸活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、私どもは県政に関わる幾つかの課題を討議し、連合山形がめざす「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、5つの分野について政策要請を取りまとめました。

つきましては、働く者の立場からの意見・提言としてとしてお受けいただき、2019年度予算編成および県政運営においてご反映いただきますようお願い申し上げます。

以上

2019年度山形県予算編成に向けた連合山形要請内容

（◎は所管部門との意見交換会内容）

I. 雇用・労働政策

1. 働く者の立場に立った「働き方改革」推進の取り組みについて

- （1）働く者の立場に立った「働き方改革」を山形県と山形労働局が連携して大きく推進するため、労働基準法、労働契約法、労働者派遣法等、法の遵守に向け、県と山形労働局がそれぞれの事業として啓発セミナーを連続して開催し、各企業が重要な経営施策として位置づけるよう取り組むこと。

- (2) 「働き方改革」、とくに長時間労働の是正対策が重要な経営課題となりつつある中、中小企業でもコンプライアンスを遵守し、若者などが魅力を感じて働き生産性向上を行う企業戦略としての長時間労働対策を助言するなど取り組みを講じること。労働環境改善とともに各事業で企業対策を行う、商工労働部・観光部・農林部を含む産業労働全体部署での共通課題としての取り組みを強化すること。

2. 雇用安定の促進と労働環境の改善の取り組みについて

- (1) 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。
- (2) 各種助成金制度についてわかりづらいとの声が多く、とりわけ雇用関係の助成金について県および国の制度をまとめ、どの助成金が対象となるのか、よりわかりやすくなるよう努めること。
- また、広く周知するため、各経済経営団体の会合等において、説明する場を設けて頂けるよう依頼すること。

3. 若者の雇用対策について

- (1) 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進する必要があることから、引き続き学校と若者就職支援センターなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。また、若者雇用向けの助成金である「キャリアアップ助成金」「人材開発支援助成金」「トライアル雇用助成金」について、山形労働局と連携して企業への周知・提案を行い、利用拡大を図ること。
- (2) 企業に対し、若者雇用促進法における情報提供の義務を周知し、求人広告・求人情報の適正な表示を促進するとともに、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底するよう啓発し、「ブラック企業」への就職やミスマッチを防ぐこと。また、「ユースエール認定企業」や「山形いきいき子育て応援企業」など、若者の採用・育成に積極的な企業やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業について紹介するなど、安心して長く働ける会社に就職し技能を蓄積できるよう、若者の離職率を減らす取り組みを強化すること。

4. 非正規労働者の正社員転換・待遇改善について

非正規雇用労働者が増加し、正規雇用労働者との賃金格差や雇用不安が増す中、一方で人材不足が深刻となっている。非正規雇用労働者の正社員化を推進するため、山形県が行っている「正社員化・所得向上促進事業奨励金」制度の周知を強化し、山形労働局のキャリアアップ助成金（正社員コース）との連携により、積極的活用を促し、正社員登用制度を就業規則に規定し労基署に届け出るなど、手続きについての相談体制を整え支援を広げること。また、奨励金の拡充をはかり、活用する企業が増えるよう取り組むこと。

◎ 5. 障がい者の就労支援の強化について

障がい者の雇用拡大を図る施策をすすめるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。

また、2018年4月から、精神障がい者が「障がい者雇用義務」の対象に加わったことや法定雇用率も引き上げられたことから、企業内で障がい者を支援する人材の育成に努めるとともに、県の補助事業の充実を検討するなど、取り組みを強化すること。

6. 最低賃金の履行確保の強化について

大阪市は大阪労働局と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、大阪市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化し、大阪市が発注する公共調達への信頼と安全性の確保並びに最低賃金の履行確保を推進するとした。

山形県も、山形労働局と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、県が発注する業務委託契約等を受注した業者に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化すること。

II. 行政改革

1. 「やまがた創生総合戦略」の推進について

- (1) 「やまがた創生総合戦略」は、オール山形（産、学、官、金、労、言）を代表する委員の意見を受けて策定し、人口減少・超高齢化社会における県づくりの基本的方向と具体的施策が展開されているが、改めて現時点で進捗状況や課題を検証し、県民に分かりやすく発信すること。
- (2) 総合戦略が中心部への集中と周辺部の衰退を助長することのないように、効果的かつ着実に推進されるためには、市町村との連携、地域・県民と一体となった施策の展開が重要である。県内市町村の総合戦略と調整・連携を図り、地域・県民との「協働」に重点を置きながら、各種施策を進めること。

2. 総合的な防災・減災対策の充実について

- (1) 地震・津波・水害等の災害に強いライフラインとするため、老朽化した橋梁・上下水道・工業用水道・公営電気、ガスの施設・管路の計画的な改築更新や耐震化などを市町村と連携して進めること。
また、防災拠点となる自治体庁舎、学校教育施設をはじめとした防災インフラの整備を進めること。
- ◎ (2) 阪神淡路大震災や東日本大震災、九州地震、西日本豪雨災害の教訓を踏まえ、特に配慮が必要な女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人の観点から検証・補強した防災計画・避難所運営マニュアルを策定すること。
併せて、市町村の行政区域を越えた広域的な避難体制、避難所運営について、市町村への指導・助言を行うとともに、積極的に担うこと。

3. 公契約条例の制定について

山形県では、公共調達に係る品質及び価格の適正を確保するために「公共調達基本条例」を制定し、入札契約制度や低入札価格調査制度の運用によって、条例の基本理念を具現化するとしている。しかし、制度の運用だけでは、広く県民への啓蒙・普及を図ることは困難であるので、具体的な制度運用の内容も条例の中に盛り込んだ「公契約（公共調達）条例」として充実を図ること。

また、県内全域の公共調達への波及という観点から、市町村への情報提供や助言を積極的に行うこと。

4. 地方税財政の確立について

- (1) 「森林環境税」は市町村に交付され、森林整備に活用する財源とされているが、これまでの「やまがた緑環境税」事業をしっかりと評価・検証し、県・市町村にとって必要とされる不在地主対策や放置森林対策など、根本的な問題解決につながるような税・財源となるように、国に対して意見反映に努めること。

(2) 国が行う「森林環境税」の使途・配分が具体的になった際には、山形県がすでに実施している「やまがた緑環境税」との整合性を図ること。

また、交付される市町村には林務担当部門の職員が圧倒的に不足している現状を踏まえ、県と市町村の役割分担や県の支援体制のあり方などについて、市町村と十分意見交換を図ること。

5. 公平・公正な公共サービスの実現について

(1) 国が推進しようとしている水道事業へのコンセッション方式（公共施設等運営

権）の導入は県民の不安の払拭なしで安易に行わず、山形県として、安全・安心な飲料水を安定的に供給するという水道事業の責務を果たすこと。

(2) 2020年度から導入される、会計年度任用職員制度について、確実な財源確保を行い、改正目的である適切な労働条件の確保を図ること。

また、財政上の制約などから制度の趣旨に沿わない任用が行われることのないようにし、雇用の安定、労働条件の均等待遇を図ること。

6. 男女平等政策について

(1) 県・市町村が設置する各級会議の意思決定の場への女性の参加拡大が進んでいるが、防災・復興の取り組み指針の「県防災会議における女性委員の割合を高めること」や「地域防災計画の作成、修正に際し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」が掲げられている。県防災会議においては女性委員の割合は高いものの、市町村防災会議の女性委員の割合は依然低い水準となっている。今後市町村防災会議への一層の女性委員の参画が図られるよう市町村へ指導・助言を行うこと。

(2) 男女共同参画行政推進の一環として、性犯罪・性暴力被害者支援体制の更なる充実や、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する差別解消の取り組みを図ること。

◎7. 公文書の管理について

公文書は行政の公平性や正当性を示す重要な資料であり、歴史的な記録として適正に保管する必要がある。すでに公文書館法に基づき全国34都道府県に設置されている公文書館を山形県としてどのように開設するか具体的な検討に入ること。

また、近年は電子決裁や電子データによる文書保管など公文書の取り扱いが大きく変化している中にあるが、山形県文書管理規定に基づき適正な文書の保管・管理を行うとともに、県民の知る権利である公文書開示請求に対して遺漏なく対応すること。

併せて、国における公文書管理の問題点を踏まえ、県でも必要な見直しや対策の強化を行うこと。

Ⅲ. 産業・環境政策

◎1. インバウンド観光の促進について

(1) 昨年、県が外国人旅行者を対象に調査した結果を見ると、県内への滞在日数が短く、それが影響してか県内での旅行消費額も少ない状況にある。

こうした中、「おもてなし山形県観光条例」を制定し観光立県の実現のため施策を講じているが、2020年の東京オリンピックを間近にひかえ、更なる取り組みが必要である。山形県の魅力を十分に満喫してもらうには、見る、食べるだけでなく遊ぶ（体験する）ことがキーワードであると考えられる。

長期滞在型のインバウンド観光促進に向け、山形の特徴を生かしたニューツーリズムの振興に取り組むこと。

- (2) 近年外国大型クルーズ船の日本各地への寄港が増大している。このような中、昨年、酒田港に県内初の外国船籍のクルーズ船が入港し、今年度も酒田港に国内船を含む数隻のクルーズ船が入港予定であるが、政府主導による大型客船・クルーズ船の寄港誘致は、そのための環境整備が遅れていることがみうけられる。また大型観光バスによる渋滞や観光客の安全が危ぶまれること、港湾地域への観光客の出入りが港湾作業を阻害されることなど、様々な問題を発生させる懸念がある。こうしたことから、客船・クルーズ船受け入れにあたっては、港湾作業地域と客船入港地域を明確に区分けした環境整備や、関係者への事前周知と事前対策を徹底し、観光客並びに港湾労働者の相互の安全を確保すること。さらには、改正港湾法による官民連携でのターミナルビル建設など、クルーズ船受け入れ拠点整備を促進すること。

2. 高齢者ドライバーへの支援について

全国の死亡事故件数は減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢者ドライバーによる死亡事故は最近10年以上400件の高水準を維持し社会問題化している。

山形県では2017年に5,816件の交通事故が起きているが、そのうち、高齢者ドライバーの交通事故は15件であった。

また、山形県の自動車免許保有数をみると、2017年では767,587人中208,313人が高齢者ドライバー（65歳以上）となっており、全体の27%を占めている。こうした中、運転免許の自主返納促進の取り組みとして、市町村が独自に運転免許返納者への支援を行い、年々返納者が増加傾向にあるが、現在の支援内容では生活機能を十分に果たすことができず、返納をためらっている人も多くいる。

このように未だ多くの高齢者が運転を行っており、歩行者に限らず、例えば道路上で作業する労働者にとっては、道路使用時の安全対策を講じたとしても、工事箇所への侵入により大きなリスクを抱えることになる。

安全安心なまちづくりのため、運転免許自主返納者のニーズを把握し、県として生活機能が維持できるよう支援内容を充実させること。さらには、高齢者ドライバーへの自動車安全運転装置への助成金制度を設置すること。

◎ 3. 河川氾濫時における対応について

今年7月、西日本を中心とした豪雨災害は、多くの犠牲者と甚大な被害をもたらし、避難指示などで多くの課題が残された。避難指示（勧告）が遅れた原因として、河川に県や市の水位計があり急激な水位上昇を把握していたが、十分なデータの蓄積が無く発令基準がなかったことや、水位の高い本流から勾配の緩い支流に流れるバックウォーター現象により2時間避難指示が遅れたことなどがあった。

山形県においても羽越災害などを教訓として防災対策等講じているが、河川階級により国や縣市町村で管理が異なることから、「水防計画」や「大規模氾濫時の減災対策協議会」においても本災害の教訓を生かし、減災や犠牲者を出さないよう取り組むこと。併せて、市町村に避難指示（勧告）の発令基準の有無をチェックし、制定を指導すること。

4. 種子法廃止への対応について

2018年4月から種子法が廃止され、米・麦・大豆など主要作物の種子については、都道府県の種子供給の義務がなくなった。このことは、優

良な主要作物の種子の安定的提供が行われなくなるのではないかとの懸念や、利益追求を旨とする民間事業者の遺伝子組み換え種子の流入などにより、食の安全への不安が消費者の間にも広がっている。

こうしたことから、県は種子法廃止後の対策として、主要作物の種子供給について後退することがないよう措置していくことを条例として定め、優良種子の安定的かつ確実な生産・供給に努めること。

IV. 社会保障政策

◎ 1. 切れ目のない医療を提供する体制の確立について

- (1) 2018年診療報酬・介護報酬の改定では、医療よりも介護へ、病院よりも在宅へ厚く配分されている。公立病院では赤字経営が続いており、経営の悪化状況が新聞などにも報道されているが、公立病院は不採算部門やへき地医療などを担い、県民の命と健康を守る最後のうけ皿である。

山形県病院事業中期経営計画に掲げている「県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える」という使命の実現のためにも公立病院が存続できるよう、財政基盤の更なる強化と人材の確保・育成を積極的に行うこと。

さらに、第7次山形県保健医療計画や医療介護総合確保基金と地域医療構想の進捗状況を広く、分かりやすく県民に周知すること。

- (2) 医療提供体制の在り方について審議する場に被保険者・住民の立場からも意見反映を行う体制づくりの確立を図ること。
- (3) 第3期医療費適正化計画の見直し策定されているが、高齢化する山形県の実態を踏まえ、着実に実行するとともに特定健康診査をはじめとする予防・健康づくりの推進、後発医薬品の使用促進など、広く県民に周知すること。
- (4) 「働き方改革」を医療現場に展開し、地域医療の人材確保、労働環境の改善、医療従事者の安全と健康維持の重要性を図るため「医療勤務環境改善支援センター」を強化すること。

2. 利用者の状態に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上について

- (1) 介護労働者の処遇改善について、2018年度介護報酬改定に伴い増額となっている加算の新規取得やより良い処遇の取得に向け、山形県として介護事業所に社会保険労務士などの専門家を派遣しているが、実態を調査し、介護労働者の処遇向上など介護業界全体のイメージ向上により人材確保に努めること。

また、介護職員就学支援制度や就学資金貸付事業の周知徹底を図り、制度の拡充については、引き続き国に要望すること。

- (2) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携強化と十分な介護サービスの提供体制の整備を進めること。

3. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組みについて

- (1) 山形県第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画が策定されたが、必要となる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、成果目標及び活動指標の実績を把握するなど、実効ある計画とすること。

- (2) 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスの担い手確保と育成・定着に努めること。

◎4. 子ども子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備について

- (1) 子どもやその保護者がおかれている環境や地域の反映に向け、子どもの最善の利益を優先しつつ、働く保護者が増える中で、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等の拡充と財政支援の強化を図ること。
併せて、事業所内保育、家庭保育や小規模保育など地域型保育給付のさらなる整備の充実を図ること。
- (2) 地域子ども・子育て支援事業のさらなる充実を図るため、放課後児童クラブの施設の整備とともに保育時間の延長や入所要件の弾力化を図るなど、地域のニーズと実情に応じた多様なサービスの提供を推進すること。
- (3) 病児保育事業について、医療機関併設型施設への助成拡充や保育所における病児・病後児保育体制の整備に努めること。
- (4) 特別支援学校での医療的ケアが安全で適切に実施するため、看護師の人材確保と処遇改善を行うこと。

V. 教育政策

◎1. 教職員の「働き方改革」について

- (1) 2017年12月に文科大臣から発出された「学校における働き方改革に関する緊急提言」では「労務管理の意識改革」が必要であると述べている。
教職員が生き生きと子どもたちに接し、豊かな教育を育むためにも、ICTやタイムカード等を導入し勤務時間を客観的に把握するなど労務管理を確実にを行い、業務改善の具体的施策を講じること。
- (2) 部活動に関して、2018年3月にスポーツ庁から出された「運動部活動運営に関するガイドライン」に則り、各市町村ではガイドライン作成に取り組んでいる。県としても文化部活動を含めたガイドラインを早急に作成し、指導と周知を徹底すること。
- (3) 教員については、限定4項目以外の時間外労働に対する代替休養措置の徹底を指導すること。また、給特法を見直し労基法を適用するように国に提言すること。

2. 教職員の人員確保について

- (1) 全国的に、教職員不足が問題となっている。山形県でも産休・育休・病休の代替者が見つからず、配置できずに他の職員で補完している現状が校種を問わず複数報告されている。教職員が安心して産休・育休等の権利を行使できるよう、教育現場における労働環境の整備をはかること。
- (2) 教育現場の人員不足の原因の一つに、教員を希望する若い人の県外流出が上げられる。教員採用については、教員採用数を計画的に増員すること。また、定数内臨時教職員をなくし、正規採用とすること。
- (3) 教員免許更新制度は、実施から10年が経過した。これまでも、受講者に心理的・金銭的に大きな負担を強いる制度であったことに加え、勤務していない免許状取得者が免許を失効し、人員不足に拍車をかけている。その現場実態を国に訴え、免許更新制度の見直しをはかるよう提言すること。

3. 特別支援教育の充実について

- (1) 高等学校では 2018 年度より「通級による指導」が施行されたことにより、様々な支援が可能となるはずであった。しかし、文科省の予算措置がなく、県内においては研究協力校であった新庄北高最上校以外では「通級による指導」が実施されていない状況にある。学校では、発達障害など個別の支援を必要とする子どもたちが増加しているため、通級指導にかかる財源を確保し、個に応じた配慮が可能となる人員確保も含め、特別支援教育に係る教育予算の増額をはかること。
- (2) 障がいを持つ子どもたちが、安全に安心して適切な教育を受けるために、必要な施設・設備の充実をはかること。また、介助員については正規採用とすること。

◎ 4. 就学支援の改善と居場所づくりについて

- (1) 「子どもの貧困」が社会問題となる中、山形でも貧困率は高まっており、義務教育においても、家庭の貧困が子どもたちの健全な成長・教育に様々な影響を与えている。
子どもたちに等しく義務教育を受ける権利を保障するため、進学準備の教育費を軽減するなどの山形県独自の新たな支援金制度を創設すること。加えて、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引下げは行わず、維持・拡大していくよう各市町村に指導を徹底すること。
また、現在の就学援助制度は、本当に必要な時期に支給されない制度であるため、各市町村では入学前支給が徐々に検討されている。県としても早期に全市町村が入学前支給となるよう働きかけること。
- (2) 高等学校において、子どもたちが等しく後期中等教育を受ける権利を保障するため、就学支援金の年収制限を撤廃するよう国に提言すること。
- (3) 地域の子どもたちに食事と居場所を提供する「子ども食堂」については、山形県全体で子どもたちを支えていくためのネットワークが十分に機能する施策となるよう関係団体との連携を強化し、支援を継続・拡大すること。